

第五回國會 労働委員會議 第七号

昭和二十四年四月二十三日(土曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 福永 健司君 理事 三浦寅之助君

理事 吉武 恵市君 理事 前田 種男君

理事 川崎 秀二君 理事 春日 正一君

理事 島田 末信君

小淵 太賀吉君 大橋 武夫君

篠田 弘作君 佐藤 親弘君

船越 弘君 塚原 俊郎君

青野 武一君 松野 頼三君

土橋 一吉君 大矢 省三君

出席國務大臣 鈴木 久男君

労働大臣 鈴木 正文君

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員 有田 二郎君

商工政務次官 二 郎君

委員外の出席者 専門員 濱口金一郎君

四月二十一日

失業保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二二号)

職業安定法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七五五号)

同月二十二日

緊急失業対策法案(内閣提出第八六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

失業保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二二号)

第一類第十五号 労働委員會議 第七号

昭和二十四年四月二十三日

職業安定法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七五五号)
緊急失業対策法案(内閣提出第八六号)

○倉石委員長 ただいまより會議を開きます。

本日は失業保険法の一部を改正する法律案、職業安定法の一部を改正する法律案、緊急失業対策法案、以上三法案を一括議題に供します。

まず政府側より御説明を求めます。

鈴木労働大臣。

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して一週間に二回ずつ、これを行うものとする。但し、労働大臣は、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、失業の認定の回数について別段の定をすることができる。

受給資格者は、左の各号の一に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、命令の定めるところによつて、その事由を記載した証明書により、失業の認定を受けることができる。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に應じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができないとき。

三 公共職業安定所の指示した職業の補導を受けるために公共職業安定所に出頭することができないとき。

四 天災その他避けることができない事故のために公共職業安定所に出頭することができないとき。

第十七條を次のように改める。

(失業保険金の日額)

第十七條 失業保険金の日額は、被保険者の賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準とし、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険金額表における被保険者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。但し、三百円を超えてはならない。

第十七條の次に次の三條を加える。

(賃金日額)

第十七條之二 賃金日額は、被保険者の離職した月前において第十四條の被保険者期間として計算された最後の二月(月の末日において離職した場合)は、その月及びその前月)に支拂われた賃金の総額を六十で除して得た額とする。但し、その二ヶ月間における後の月に支拂われた賃金が、法令又は労働協約若しくは就業規則に基づく昇給その他これに準ずる賃金の増加によつて、その前の月に支拂われた賃金より高いときは、その後の月に支拂われた賃金の総額を三十で除して得た額とする。

前項の額が左の各号の額に満たないときは、賃金日額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制その他の請負制によつて定められている場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合においては、その部分の総額をその期間の総日数(月の場合は、一箇月を三十日とし

て計算する。)で除して得た額と前号の額との合算額

(失業保険金額の自動的変更)

第十七條之三 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における工場労働者の平均給与額が、失業保険金額表の制定又は改正の基礎となつたその統計における当該平均給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つたと認めるときは、失業保険金額表を改正し、その平均給与額の上昇又は低下した比率に應じて、その賃金等級に属する賃金日額及び失業保険金額の日額(第十七條但書に規定する額を含む。)をあらたに定めなければならない。

前項の規定によつて失業保険金額表が改正された場合においては、改正前に離職した者に支給すべき失業保険金は、最初の離職の日(効力を有した失業保険金額表においてその者の賃金日額の属する賃金等級につき、あらたに定められた失業保険金額の日額によるものとする。

(失業保険金の減額)

第十七條之四 受給資格者が、第十六條の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間中に、自己の労働によつて収入を得るに至つた場合において、その収入の一日分に相当する額から十円を控除した額と失業保険金額の日額との合計額が、賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないときは、失業保険金額の日額の全額を支給し、その合計額が、賃金日額の百分の八十に相当する額を超

えるときは、その超過額を失業保険金額の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が、失業保険金額の日額を超えないときは、失業保険金は、これを支給しない。

受給資格者は、公共職業安定所において失業の認定を受けた期間中に、自己の労働によつて収入を得たとき、又は就職した日があるときは、命令の定めるところによつて、その収入の額又は就職した日数を公共職業安定所に届け出なければならない。

第二十一條第一項第四号中「職業安定法」を「職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)」に、同條第二項中「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第二十二條第一項中「やむを得ない事由」を「正当な事由」に、同條第二項中「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第二十四條第一項中「以前の七日分」を「前の七日分」に、「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第二十七條第二項中「失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第三十條第一項中「被保険者及び被保険者を雇用する事業主について、各々百分の十一」を「百分の二」に、同條第二項中「政令の定める場合」において、失業保険率を變更する手続をとらなければならない。但し、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に「毎月末日において、すでに」に、「四箇月間」を「六箇

月間」に、「労働大臣は、失業保険委員会」を「中央職業安定審議会」に、同條第三項中「前項但書」を「前項」に、「同項但書」を「同項」に改め、同條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、同條第二項として次の一項を加える。

労働大臣は、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に支給した保険給付総額が、当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百五十以上になつた場合には、中央職業安定審議会の意見を聞いて、保険料率を引き上げるため、その變更の手続をとらなければならない。

第三十一條及び第三十二條を次のように改める。

(保険料額)

第三十一條 納付すべき保険料額は、各月につき、事業主がその雇用するすべての被保険者(第三十八條の五の日雇労働被保険者を除く。)に支拂つた賃金の総額に保険料率を乗じて得た額とする。但し、円位未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の負担)

第三十二條 保険料は、被保険者及び被保険者を雇用する事業主(以下事業主という。)が、各々その二分の一を負担するを原則とする。被保険者の負担すべき保険料額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険保険料額表によつて計算する。

事業主の負担すべき保険料額は、前條の規定によつて計算した額から被保険者の負担すべき保険

料額の合計額を控除した額とする。

第三十三條中「前條の規定により納付する被保険者の負担する保険料を前條第二項の規定によつて計算された被保険者の負担すべき保険料額に相当する額に改める。」

第三十四條を次のように改める。

(保険料額の申告及び納付)

第三十四條 事業主は、第六條第二項に規定する届出又は第八條第一項の認可があつた月及びその後において、毎月被保険者に支拂つた賃金の総額、納付すべき保険料額その他必要な事項を記載した申告書に添えて、その申告書に記載した額の保険料を、翌月末日までに、政府に、納付しなければならぬ。

前項の規定によつて提出した申告書の内容が事実と異なることを発見したときは、事業主は、その日から起算して七日以内に修正すべき事項を記載した申告書(以下修正申告書という。)を政府に提出し、納付すべき保険料額に不足額があるときは、併せて、これを納付しなければならない。

通信、交通その他の状況により、政府において、やむを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところによつて、第一項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

第三十四條の次に次の三條を加える。

(保険料額の決定及び更正)

第三十四條の二 事業主が前條第一項に規定する期限までに申告書を

提出しなかつた場合、又はその申告若しくは修正申告にかかる保険料額が納付すべき保険料額と異なる場合においては、政府は、命令の定めるところによつて、その納付すべき保険料額又はすでに納付した保険料額を決定し又は更正することができる。

事業主が第六條第二項に規定する届出をしなかつた場合又は定められた期限経過後に届出をした場合においては、政府は、事業主が第六條第一項の規定に該当するに至つた日にさかのぼつて、納付すべき保険料額を決定することができる。但し、その保険料額は、事業主が第六條第二項に規定する届出をなすべきことを命ぜられた日の属する月の前六箇月分を超えては、これを決定しない。

前二項の規定によつて決定又は更正がなされた場合においては、決定された保険料額又は更正により増加した保険料額は、決定又は更正がなされた日から十四日以内に、これを政府に納付しなければならない。

(保険料の充当)

第三十四條の三 政府は、事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額を超過するを知つたときは、命令の定めるところによつて、その超過額を、その事業主に還付し、又はその保険料が納付された月の翌月から六箇月を超えない期間において納付されるべき保険料に、順次これを充当することができる。

收法(明治三十年法律第二十一号)第三十一條の六の規定を準用する。

(追徴金)

第三十四條の四 事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額に満たない場合又は納付すべき期限を経過した日から起算して十四日以内に保険料を納付しない場合は、政府は、命令の定めるところによつて、追徴金を徴収する。

前項の追徴金は、左の各号に掲げる金額とする。

一 申告書に故意に事実と異なる記載をした場合は、第三十四條の二第一項の規定による更正によつて増加した保険料額に百分の二十五を乗じて得た額

二 第三十四條第一項に規定する期限を経過した日から起算して十四日以内に申告書を提出しなかつた場合又は第三十四條の二第二項の規定に該当する場合は、納付された保険料額又は第三十四條の二第一項若しくは同條第二項の規定によつて決定された保険料額に百分の十を乗じて得た額

三 第三十四條第二項の修正申告書を提出しなかつた場合は、第三十四條の二第一項の規定による更正によつて増加した保険料額に百分の十を乗じて得た額

第三十五條第一項中「保険料」を「保険料その他この法律の規定による徴収金」に、同條第二項中「命令で定める金額」を「十円」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徴収しない。

延滞金の計算において、前項の保険料額に百円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

前二項の規定によつて計算した延滞金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

一 日雇用される者
二 一月において三十日以内の期間を定めて雇用される者

(日雇労働被保険者)

第三十八條の三 被保険者であつて、左の各号の一に該当する日雇労働者に関する特例については、本章の定めるところによる。

一 公共職業安定所の所在する市(東京都の区)の存する区域を含む町村、又はこれに隣接する市町村であつて労働大臣が指定するものの区域(以下適用区域という。)に居住し、第六條第一項の事業主又は第八條第一項の認可を受けた事業主(以下単に事業主という。)に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある事業主の事業所に雇用される者
三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある事業主の事業所であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基いて労働大臣が指定したものに雇用される者

に該当しない日雇労働者が、事業主に雇用される場合は、公共職業安定所長の認可を受けて、失業保険の被保険者となることができる。

前項の認可を受けた者は、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

第一項の規定によつて被保険者となつた者に関する特例については、本章の定めるところによる。

第三十八條の五 前二條の規定に該当する者（以下日雇労働被保険者という。）に関しては、第六條第二項、第九條、第十條、第十三條から第二十條まで、第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十四條、第二十七條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條から第三十四條の四まで及び第四十九條第二項の規定は、これを適用しない。

日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上又は六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された場合は、その翌月の最初の日から、本章の規定は、これを適用しない。

（受給要件）

第三十八條の六 日雇労働被保険者が失業した場合において、失業の日の属する月の前二箇月に、その者について、通算して三十二日分以上の保険料が納付されているときは、保険給付として、失業保険金を支給する。

日雇労働被保険者が、二月の各月において十八日以上又は六月に

おいて通算して六十日以上同一事業主に雇用され、その翌月に離職し、前項の規定に該当するときは、前條第二項の規定にかかわらず、第三十八條の八の失業保険金の支給を受けることができる。

第三十八條の七 第十七條の失業保険金の支給を受けることのできる者が前條の規定に該当する場合において、第十七條の失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けた期間は、前條の規定による失業保険金は、これを支給しない。

前項の場合において、その者が前條の規定による失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けた期間は、第十七條の失業保険金は、これを支給しない。

（失業保険金の日額）
第三十八條の八 失業保険金の日額は、第一級百四十円、第二級九十円とする。

（失業保険金の支給）
第三十八條の九 失業保険金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月の前二箇月に、その者について通算して三十二日分の保険料が納付されているときは、その失業した日の属する月において、通算して十三日分を支給し、納付された保険料が三十二日分を超えるときは、三十二日分を超える四日分ごとに、十三日分の失業保険金に、一日分を加えて支給する。但し、通算して、十七日分を超えては支給しない。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の日額は、左の各号によるものとする。
一 納付された保険料の中、第一級の保険料が三十二日分以上である者については、第一級の失業保険金の日額
二 納付された保険料の中、第一級の保険料が三十二日分に満たない者については、第二級の失業保険金の日額
第三十八條の六の規定に該当する者が、失業保険金の支給を受けるには、命令の定めるところによつて、公共職業安定所に出現し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならない。

失業保険金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日について、その日分を支給する。
失業保険金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の日数が、通算して七日又は継続して五日に満たない間は、これを支給しない。

この法律施行の日から六箇月を経過した日以後において、過去四箇月間に徴収した保険料総額が当該期間内に支給した保険給付総額の百分の百二十を超えるに至つた場合は、労働大臣は、前項に規定する七日又は五日の期間を、六日又は四日に、過去四箇月間に支給した保険給付総額が当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百二十を超えるに至つた場合は、九日又は六日に改めるものとする。

（給付制限）
第三十八條の十 失業保険金の支給を受けることのできる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くこ

とを拒んだときは、その日から、通算して七日間は、失業の認定及び失業保険金の支給は、これを行わない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。
一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当と認められるとき。
二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の賃金水準に比べて不当に低いとき。

三 職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に紹介されたとき。
四 その他正当な理由のあるとき。
失業保険金の支給を受けることのできる者が、詐欺その他不正の行為によつて失業保険金の支給を受け又は受けようとしたときは、その月及びその翌月から三箇月間は、失業保険金を支給しない。

第二十一條第二項の規定は、第一項の場合に、第二十三條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
（保険料額及び保険料の負担）
第三十八條の十一 保険料額は、一日につき、第一級六円、第二級五円とし、日雇労働被保険者に支拂われた賃金の日額が百六十円以上の場合には、第一級、百六十円未満の場合には、第二級とする。

日雇労働被保険者の負担すべき保険料額は、第一級については三円、第二級については二円とし、事業主の負担すべき保険料額は、

第一級及び第二級につき各三円とする。
毎月末日において、すでに徴収した保険料総額と支給した保険給付総額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に支給されるべき保険給付額の二分の一に相当する額に満たないとき認められるに至つた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、保険料額変更の手続をすることができない場合は、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞いて、第一項の保険料額を変更することができ

る。この場合には、第三十條第四項の規定を準用する。
（保険料の納付義務及び納付の方法）
第三十八條の十二 事業主は、その雇用する日雇労働被保険者に賃金を支拂うつど、その者及び自己の負担する保険料を、失業保険印紙をもつて納付しなければならない。

事業主は、保険料を納付するに、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に失業保険印紙を貼付し、これに消印しなければならない。

事業主は、日雇労働被保険者を雇用する場合は、その所持する日雇労働被保険者手帳を提出せなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。
日雇労働被保険者手帳、失業保険印紙その他保険料の納付の手續

に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

(保險料の決定及び追徴金)

第三十八條の十三 事業主が、前條の規定による保險料の納付を怠つたときは、政府は、その調査に基いて、その納付すべき保險料額を決定する。

事業主が正当な事由がないと認められるにもかかわらず前條の規定による保險料の納付を怠つたときは、政府は、命令の定めるところによつて、前項の規定によつて決定された保險料額の百分の二十五の額の追徴金を徴収する。

前項の追徴金の徴収又は計算については、第三十六條第一項但書又は同條第二項の規定を、その納付については、第三十四條の二第三項の規定を準用する。

(帳簿の備付及び報告)

第三十八條の十四 事業主は、日雇労働被保險者を雇用した場合、命令の定めるところによつて、その事業所ごとに、失業保險印紙の受拂に關する帳簿を備え付け、その受拂状況を、翌月末までに政府に報告しなければならない。

(受給資格の調整)

第三十八條の十五 日雇労働被保險者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職した場合は、離職の日の属する月の前二月を第十四條に規定する被保險者期間として計算することができる。但し、その者が第三十八條の六第二項の規定によつて失業保險金の支給を受けた場合は、この限りでない。

第六章を第七章とし、以下順次一章ずつ繰り下げ、第六章として次の一章を加える。

第六章 諮問機關

(諮問機關)

第三十九條 労働大臣は、失業保險事業の運営に關する重要事項については、あらかじめ、職業安定法第十二條に規定する中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを決定しなければならない。

中央職業安定審議會は、労働大臣の諮問に應ずる外、必要に應じ、失業保險事業の運営に關し、關係行政廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

第四十一條第三項中「受給資格者若しくはその事業主であつた者」を「受給資格者その他審査の請求をした者若しくは受給資格者を雇用した事業主」に改め、同條第二項を削る。

第四十三條中「被保險者」を「被保險者(日雇労働被保險者を含む。以下同じ)」に改める。

第四十七條第一項中「失業保險金」を「失業保險金又は第二十七條に規定する移轉に要する費用」に改める。

第四十九條第一項中「文書を提出させることができる。」を「文書の提出を命ずることができる。」に改める。

第五十條中「受給資格者」を「受給資格者(第三十八條の六の規定に該当するものを含む。以下同じ。)」に、「文書の提出をさせ、又は出頭させることができる。」を「文書の提出又は出頭を命ずることができる。」に改める。

に改める。
第五十二條中「政令」を「命令」に改める。

第五十三條及び第五十四條を次のように改める。

第五十三條 事業主が左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

二 第八條第三項の規定に違反した場合

三 第三十三條の規定によつて被保險者の賃金から控除し又は被保險者から徴収した被保險者の負担すべき保險料を第三十四條第一項に規定する期限までに納付しなかつた場合

四 第三十四條第一項若しくは同條第二項の規定に違反して虚偽の事項を記載した申告書若しくは修正申告書を提出し、又は修正申告書を提出しなかつた場合

五 第三十八條の十二第二項の規定に違反して失業保險印紙を貼付せず、又は消印しなかつた場合

六 第三十八條の十四の規定に違反して帳簿を備え付けず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

七 第四十九條第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

八 第四十一條第二項又は第四十九條第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは

虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

九 第五十一條の規定による当該官吏の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四條 被保險者、受給資格者その他の關係者が左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

二 第四十一條第二項又は第五十條の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第五十一條の規定による当該官吏の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

附則 附則第二項及び第三項を削る。

附則 一の法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三十四條、第三十四條の二及び第三十四條の四の規定は、昭和二十四年八月一日から、第三十八條の二及び第三十八條の三の規定は、昭和二十四年九月一日から、第三十八條の四から第三十八條の十五までの規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

2 この法律施行の日から、昭和二十四年七月三十一日まで、第六條第一項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる事業を行う事業主に雇用される者は、失業保險の被保險者となない。

一 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

二 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

三 旅館、料理店、飯店、その他接客業又は娛樂場の事業

3 第三十四條の規定が適用される日の前日までは、第三十二條に規定する保險料の納付に關しては、従前の例によるものとする。

4 この法律施行前から引き続き失業保險金の支給を受けていた者の失業保險金の日額が第十七條の失業保險金の日額より高いときは、この法律施行後においてその者に支給すべき失業保險金の日額については、なお従前の例によるものとする。

5 この法律施行前において、改正前の第六條の規定に該當することについて政府になされた届出は、第六條第二項の規定による届出とみなす。

6 左に掲げる法令は、廃止する。

一 失業手当法(昭和二十二年法律第四十五号)

二 失業手当法施行令(昭和二十二年政令第二百五十八号)

三 失業保險法施行令(昭和二十二年政令第二百五十九号)

四 失業手当審査官及び失業手当

審査会規程（昭和二十三年政令第九十二号）

7 失業手当金の支給に関する処分についての不服の申立に關しては、失業手当法第十七條及び同法第二十一條の規定は、なお効力を有するものとする。

8 失業手当法第十八條の失業手当審査官及び同法第十九條の失業手当審査会の職務は、第四十一條の失業保険審査官及び第四十三條の失業保険審査会が、それぞれ行うものとする。

9 この法律の施行前になした行為に對する罰則の適用に關しては、なお従前の例によるものとする。

職業安定法の一部を改正する法律案

職業安定法の一部を改正する法律案

職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四條中第三号を削り、第二号を第四号とし、第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に、次の二号を加える。

二 失業者に對し、職業に就く機会を與えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。

三 求職者に對し、迅速に、その能力に適当な職業に就くことをあつ旋するため、及び求人者に對し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

第五條第二項を第四項とし、以下

順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に、次の二項を加える。

この法律で無料の職業紹介とは、職業紹介に關し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

この法律で有料の職業紹介とは、実費職業紹介及び官利職業紹介をいい、実費職業紹介とは、営利を目的としないで行う職業紹介であつて、職業紹介に關して、実費としての入会金、定期的掛金、手数料その他の料金を徴収するものをいい、官利職業紹介とは、営利を目的として行う職業紹介をいう。

第二章標題中「政府の行う」を「職業安定機關の行う」に改める。

第十條を次のように改める。

（公共船員職業安定所に対する協力）

第十條 公共職業安定所は、公共船員職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

第十一條に、次の一項を加える。

市町村長は、前項の事務に關し、求人者又は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

第十二條第一項中「この法律の施行に關する重要事項」の下に「及び他の法律に基きその権限に屬せしめられた事項」を加え、同條第十一項を次のように改める。

第十九條第一項を次のように改める。

公共職業安定所は、求職者に對しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に對しては、その雇用條件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章中、第四節を第五節とし、第四節として、次の一節を加える。

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

（学生生徒等の職業紹介の原則）

第二十五條の二 公共職業安定所は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外、学校と協力して、これらの者に對し、労働力の需要供給の状況その他職業に關する情報を提供し、職業選択に必要な助言援助を與え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適當なできるだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつ旋するよう努めなければならない。

（公共職業安定所と学校の協力）

第二十五條の三 公共職業安定所長は、学校教育法第一條の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行うため必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、左の各号に掲げる事項に限られるものとする。

一 求人申込を受理し、且つ、その受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。

二 求職申込を受理すること。

三 求職者を求人者に紹介すること。

四 職業指導を行うこと。

五 就職後の指導を行うこと。

六 公共職業補導所への入所のあつ旋を行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、第十六條及び第十七條の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に關する求人又は求職の申込は、これを受理しないことができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を選定し、これに自己に代つてその業務を担当させ、公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長に對して、職業に關する情報の提供その他学校の長の行う職業紹介に關する業務の執行についての援助を與え、これに必要があるとき、これに對して、経

済上の援助を與えることができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、その業務の執行に關し、職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基いて定める基準に従わなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長が、法令又は前項の基準に違反したときは、その学校の長の行う職業紹介に關する業務を停止させることができる。

前七項の規定は、学校の長が第三十三條の二の規定に基いて無料の職業紹介事業を行う場合には、これを適用しない。

（施行規定）

第二十五條の四 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に關する方法その他学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第二十六條を次のように改める。

（職業補導の原則）

第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業種目について行われなければならない。

職業補導は、公共職業補導所における職業補導及び失業者に職業を與える目的を以て経営される施設における作業訓練として行われる。

六

この法律の職業補導には、学校教育法に基いて行われる一般職業教育を含まない。労働大臣は、職業補導の計画を樹立するに当つては、関係教育行政の協力を得て、学校の施設の最も有効な活用を図るとともに、学校における職業教育との重複を避けなければならない。

職業補導は、すべて無料とする。

この節の規定は、國がその経費の全部又は一部を負担する職業補導事業について、これを適用する。

第二十六條の次に、次の一條を加える。

(身体障害者に対する職業補導)

第二十六條の二 身体障害のある者で、職業補導により通常の職業に就くことができると認められるものに對する職業補導は、通常の職業補導を受ける者と共に、これを行う。但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行うことができる。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することができ、

労働大臣が必要があると認める

ときは、公共職業補導所は、身体に障害のある者の職業補導を行うため、作業養護、及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

第二十七條の見出しを「公共職業補導所の設置」に改め、同條第一項を次のように改める。

労働大臣は、前二條の職業補導を行うため、都道府県知事をして、公共職業補導所を設置して、これを経営せしめるものとする。

第二十七條第二項を第四項とし、同項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に、「又は公共團體その他の者に、」を「又は公共團體その他の者に、」に改め、同條第一項の次に、次の二項を加える。

都道府県知事は、公の機関に限り、公共職業補導所の経営を委託することができる。

労働大臣は、第二十六條第二項に規定する作業訓練に関する計画をたて、都道府県知事をして、これを実施せしめるものとする。

第二十八條の見出しを「負担金等」に改め、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

政府は、前條第一項から第三項までの規定により、都道府県知事が行う公共職業補導所の設置及び経営並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

第二十八條に、次の一項を加える。

政府は、都道府県知事の行う職業補導が、この法律又はこれに基

いて労働大臣の定める基準に違反すると認めるときは、これに對し、負担金の交付を停止し、又はその返還を命ずることができる。

第二十九條第一項中「公共團體その他の者」を「公の機関」に、「職業補導所」を「公共職業補導所その他の職業補導施設」に、同條第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

第三十條を次のように改める。

(工場事業場等の行う監督者の訓練に對する援助)

第三十條 労働大臣は、労働基準法に規定する技能者養成を除き、従業員の指導監督に當る者の作業訓練を実施しようとする工場事業場等に対し、技術援助を行うために、特別に訓練された指導員を置き、必要な資料を複製するものとする。

労働大臣は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成を除き、その従業員の労働力を最も有効に發揮させるために、職長、指導員等その従業員の指導監督に當る者に対して、指導監督に必要な知識技能を習得させるための訓練計画をたて、これを実施しようとするときは、その要求に應じ、指導員の派遣、資料の提供等必要な事項について、これを援助しなければならない。

労働大臣は、前項に規定する技術援助について、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第三十一條中「前五條を」を「前六條」に改める。

第三章標題中「政府以外の」を「職業安定機関以外の」に改める。

第三章中第一節を第二節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第一節として、次の一節を加える。

第一節 通則

(適用範囲)

第三十一條の二 この章の規定は、法律に別段の定めのある場合を除く外、職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について、これを適用する。

第三十二條を次のように改める。

(有料職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣は、前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣の定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物價廳長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物價廳長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

第三十三條第一項を次のように改める。

無料の職業紹介事業を行つとする者は、第三十三條の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

第三十三條の次に、次の三條を加える。

(学校の行う無料職業紹介事業)

第三十三條の二 学校教育法第一條の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。但し、大学及び高等學校以外の学校の長がその学校を卒業した者について行う職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。

介事業を行う学校の長は、求職者を、その住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。但し、労働大臣の許可を受けた場合及び大学の長又は高等学校の長の無料の職業紹介事業を行う場合は、この限りでない。

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、その学校の職員の中から、職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代つてその業務を行わせることができる。

第一項の届出の手続その他学校の長の行う無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

(無料職業紹介事業の取扱範囲の限定)

第三十三條の三 労働大臣は、無料の職業紹介事業を行わうとする者に対し、第三十三條第一項の規定による許可をする場合には、その者が職業紹介事業を行うに当り取り扱うべき職種の範囲その他取扱の範囲を定めることができる。

(兼業の禁止)

第三十三條の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業その他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

一め、同條第二項中「前二條」を「第三十二條から第三十三條の二まで」に改める。

第十六條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十條の規定は、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。但し、第三十三條の三第一項の規定により、労働大臣が職業紹介の範囲を定めて許可をした場合及び同條第二項の規定により、学校の長が職業紹介の範囲を定めて届出した場合においては、第十六條及び第十七條の規定は、その範囲内においてのみ、これを準用するものとする。

第三十六條の見出しを「(直接募集)」に改める。

第四十條中「第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、」を削る。

第四十九條第一項中「許可を受けて」の下に、又は届出をなして」を加え、同條第二項中「第四十四條の規定」を「第三十二條から第三十三條の二まで、第三十六條、第三十七條及び第四十四條の規定」に、「工場、事業場」を「事業所、事務所」に、「使用者若しくは労働者」を「事業主、使用者、労働者の募集を行う者、労働者の募集に従事する者若しくは労働者」に改める。

第五十條中「許可を受けて」の下に、「又は届出をなして」を加え、同條に、次の一項を加える。

労働大臣は、第三十三條の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長に対し、前項の規定により、事業の停止を命じ

ようとする場合には、予め教育行政廳に通知しなければならない。

第五十一條中「政府以外の者の行う」を「職業安定機関以外の者の行う」に改める。

第五十二條の次に、次の一條を加える。

(業務の周知宣傳)

第五十二條の二 政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業輔導、失業保険その他この法律の目的を周知宣傳するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

第六十四條第一号中「有料で若しくは営利を目的として」を「有料の」に改める。

第六十五條中第一号を第六号とし、以下順次五号ずつ繰り下げ、同條に、次の五号を加える。

一 第十一條第二項の規定に違反した者

二 第三十二條第六項の規定に違反した者

三 第三十三條の二第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行つた者

四 第三十三條の二第二項の規定に違反した者

五 第三十三條の四の規定に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中、「学校の長」には、学校教育法第九十八條の規定により存続する従前の規定による学校の長を、「大学の長」には、同條の規定により存続する大学、高等学校

校、専門学校及び教員養成諸学校の長を、「高等学校の長」には、同條の規定により存続する中等学校の長を含むものとする。

緊急失業対策法案

目次

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 失業対策事業(第四條—第十一條)

第三章 公共事業(第十二條—第十六條)

第四章 雜則(第十七條—第二十二條)

附則

第一章 總則

(法律の目的)

第一條 この法律は、多数の失業者の発生に対処し、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図るとともに、経済の興隆に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「失業対策事業」とは、失業者に就職の機会を與えることを主たる目的として、労働大臣が樹立する計画及びその定める手続に従つて、國自ら又は國庫の補助により地方公共團體等が実施する事業をいう。

第三條 この法律で「事業主体」とは、失業対策事業又は公共事業を

計画実施する國又は地方公共團體等をいう。

2 この法律で「施行主体」とは、事業主体との請負契約その他の契約に基いて、公共事業を施行する者をいう。

第二章 失業対策事業

(失業対策事業の要件)

第四條 失業対策事業は、左の各号のすべてに該当する事業でなければならない。

一 できるだけ多くの労働力を使用する事業

二 多数の失業者が発生し、又は発生するおそれのある地域において施行される事業

三 失業者の状況に應じて、これを吸収するに適當な事業

四 事業費のうち労力費の占める割合が、労働大臣の定める率以上のものである事業

五 雇用状況の変化に應じて、容易にその規模を変更し、又は停止することができる事業

(失業状況の調査)

第五條 政府は、失業の状況を調査するため、失業状況の分析及び失業者数の増減の測定に關し、必要な措置を講じなければならない。

(失業対策事業のための一般的計画の樹立)

第六條 労働大臣は、全國にわたる雇用及び失業の状況に關する調査の結果に基いて、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合には、あらかじめ、その地域に必要な失業対策事業のための一般的計画を樹立しなければならない。

(失業対策事業の種目等の決定)

第七條 労働大臣は、前條の計画を樹立した場合には、失業対策事業に吸収すべき失業者の所在地域、数及び状況等を経済安定本部総務長官に対し通知しなければならない。

2 経済安定本部総務長官は、前項の通知を受けた場合には、その失業者を吸収するに適當であり、且つ、できるだけ経済的效果のある事業を労働大臣に対し提示しなければならない。

3 労働大臣及び経済安定本部総務長官は、前二項の手続を経て、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならない。

(失業対策事業の開始等の決定)

第八條 労働大臣は、失業対策事業について、事業の開始又は停止の時期等を定めるものとする。

(失業対策事業の費用)

第九條 失業対策事業は、國が、自らの費用で、又は地方公共団体等が、國庫から全部若しくは一部の補助を受けて、実施する。

(失業対策事業に使用する労働者)

第十條 失業対策事業の事業主体が使用する労働者は、公共職業安定所において紹介することが困難な技術者、技能者及び監督者を除いて、公共職業安定所の紹介する失業者でなければならない。

2 労働大臣は、失業対策事業に使用される失業者に支拂われる賃金の額を定める。この場合には、同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支拂われる賃金の額より低く定めなければならない。

(失業対策事業における雇入の拒否)

第十一條 失業対策事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介する失業者が、その者の能力からみて不適當と認める場合には、当該失業者の雇入を拒むことができる。

第三章 公共事業

(失業者吸収率の決定)

第十二條 労働大臣は、経済安定本部総務長官と協議の上、公共事業の事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率を定めることができる。

(失業者吸収率による失業者の雇入)

第十三條 前條の規定による比率(以下「失業者吸収率」という。)の定められている公共事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介により、つねに失業者吸収率に該當する数の失業者を雇い入れていなければならない。

2 公共事業の事業主体は、前項の規定により雇入を必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

3 第一項の規定は、公共事業の事業主体が、失業者吸収率に該當する数以上の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることを妨げるものではない。

(公共事業の労働者数の通知)

第十四條 公共事業の事業主体は、労働大臣の定めるところにより、事業開始前及び四半期ごとに、当該事業に使用すべき労働者の数を、職種別に、事業実施の地域を管轄する公共職業安定所に通知しなければならない。

(公共事業における雇入の拒否)

第十五條 第十一條の規定は、公共事業の事業主体が失業者の雇入を拒む場合に準用する。

(施行主体の失業者の雇入等)

第十六條 第十三條から第十五條までの規定は、施行主体に準用する。

2 事業主体と施行主体との間に締結する公共事業の施行に関する契約には、施行主体が前項の規定を遵守する旨の條項を加えなければならない。

第四章 雜則

(違反事項の通知)

第十七條 公共職業安定所長は、事業主体又は施行主体が、この法律又はこの法律の規定に基いて発する命令に違反すると認める場合には、文書で、当該事業主体又は施行主体にその旨を通知しなければならない。その文書には、当該事業主体又は施行主体の違反事項を明記しなければならない。

(違反事項の進達)

第十八條 前條の通知を受けた事業主体又は施行主体が、その通知を受けた日から二十日以内に当該違反事項を是正しない場合には、公共職業安定所長は、労働大臣に対してその旨を進達しなければならない。

(失業対策事業の停止等)

第十九條 前條の進達が失業対策事業についてされた場合には、労働大臣は、違反事項を審査し、その進達に正当な理由があると認めるときは、事業主体に対し、当該事業の全部又は一部について事業の停止又は補助金の返還を命ずることができる。

(公共事業の違反事項は正の命令等)

第二十條 第十八條の進達が公共事業についてされた場合には、労働大臣は、経済安定本部総務長官に対し、文書で、当該違反事項の是正に必要な措置をなすべきことを請求することができる。

2 経済安定本部総務長官は、前項の請求を受けた場合には、違反事項を審査し、その請求に正当な理由があると認めるときは、当該事業主体に対し、違反事項を是正するよう命じ、又は必要により、当該事業の全部又は一部について次期の認定を拒否しなければならない。

(報告の請求)

第二十一條 行政廳は、必要があると認める場合には、事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に関し、必要な報告をさせることができる。

(施設の臨検等)

第二十二條 行政廳は、この法律の実施状況を調査するため必要があると認める場合には、当該官吏をして、失業対策事業又は公共事業

の事業場その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による職権を行う場合には、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○鈴木國務大臣 ただいま委員長から御報告のありました三つの法案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

最初に職業安定法の改正案の提案理由であります。昭和二十二年、第一回國會におきまして、新憲法の精神にのっとり、公共職業安定所その他の職業安定機関が、國民各人に対し、その有する能力に適當な職業につく機会を與え、もつて職業の安定をはかるとともに、産業に必要な労働力を充足し、経済の興隆に寄與することを目的とする職業安定法が制定され、同年十二月一日から施行されておりますことは、すでに御承知の通りであります。爾來一年有余を経たのでありますが、その間、公共職業安定所その他の職業安定機関は、この法律の完全な実施をはかるべく努力を傾注し、今日に至つたのであります。しかるに、さきに発表された経済安定九原則の強力な実施、及び單一爲替レートの設定に伴ひまして、近く深刻な失業者の出る情勢となつたのであります。このような經濟情勢に対応するために、政府は失業対策

に万全を期しているものでありますが、この失業対策の中核である職業安定機関の業務の刷新強化をはかり、失業保険法の改正及び緊急失業対策法の制定と相まつて、失業者の生活を安定させ、ひいては経済の興隆に寄與させまして、経済安定九原則の円滑な実施をはかりたいと存する次第であります。これが本法律案を本国会に提出した理由であります。その概要を御説明申し上げます。

まず学生、生徒ないしは学校卒業者の職業問題が、今後ますます深刻化する情勢にかんがみまして、新たに規定を設け、学生、生徒の職業紹介の円滑な運営をはかることとしたのであります。その第一の方法として、公共職業安定所と、学校の協力体制を確立することであり、すなわち公共職業安定所は、学校の同意を得た場合、または学校の要請があつた場合に、学校にその業務の一部を分担させることができることとします。同時に、学校に對しまして、労働力の需要供給の状況、その他職業に関する情報を提供し、職業選択に必要な助言、援助を與える等、学校と公共職業安定所との連絡を密にすることを規定したのであります。この場合におきましては、学校が職業安定組織の中に入り込んで、職業安定機関として、公共職業安定所と相携へまして、学生、生徒等の職業紹介等に當るわけであり、第二には、学校がその在學生またはその学校卒業者の職業をあつせんしうとするときは、労働大臣の許可を必要とせず、労働大臣に届け出ることにより、無料の職業紹介事業を行うことができることとしたのであります。すな

わちこの場合におきましては、一般私営の無料職業紹介事業と同じ規制を受けるのであります。政府の監督のもとに、学校の創意くふうにより、学生、生徒等の適切な職業あつせんを期しているものであります。従つて学生、生徒等の職業あつせんにつきましては、学校の实体に即應し、以上の二者択一により、これが完全な実施をはかるうとするのであります。

次に失業者に対する短期の技能養成機関として、今後ますます重要性を増大いたしております職業補導事業、特に身体障害者に対する職業補導について、これが必要な規定を整備し、肢体の不自由なこれらの者に対し、單なる生活上の保護のみでなく、有効適切な職業訓練を與へ、その職業生活の前途に光明を與へ得るよういたしますとともに、産業界の要請に即應して、職業安定機関が工場、事業場の行う監督者の訓練に対し、援助いたすことを規定し、深刻な失業情勢に對処すべき職業補導事業の目標を、明確にいたしましたのであります。

次に、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業、労働者の募集等に関しましては、非民主的な職業のあつせんに対する弊害を根絶するために、その監督を強化する等、所要の規定を整備いたしましたのであります。さらに有料職業紹介所に関する國際労働條約の規定及び勧告の趣旨にかんがみまして、政府以外の者の行う有料職業紹介事業を、実費及び営利の二種に區別し、そのおのづかに許可料、保証金に差等を設け、また同時に、政府以外の職業紹介事業を行う者が、料理店、飲食店、旅館業、古物商等の事業を、兼ね行う

ことを禁止することとしたのであります。

以上申し上げましたほか、失業対策の企画運営、求職者及び求人者に対する無料奉仕業務等が、政府の行う業務であることを明確に規定し、調査、審議事項が密接な関連を有する失業保険委員会、中央職業安定委員会に統合し、職業安定業務の周知宣傳に関する規定を新たに設ける等、本法律案の運用の円滑にかんがみ、諸般の規定を整備いたしましたのであります。

次に緊急失業対策法案の提案の理由を御説明申し上げます。

公共事業については、昭和二十一年五月に連合軍總司令部の命令として発せられた日本公共事業計画原則に基づきまして、昭和二十一年度から、経済再建と失業者吸収を目的として、計画実施せられて参つたものであります。しこうして公共事業に対する失業者吸収のためには、公共事業に就労する労働者は、公共職業安定所の紹介によること、同公署に命令せられており、政府はこの命令に従い、行政措置としてこれを実施し、さらに昨年四月以降は、公共事業にさらに一層の失業者を吸収活用するため、公共事業について一定の失業者吸収率を定め、この方針に基づき、失業者吸収のために努力いたして参つたのであります。しかるに今般経済九原則の強力な実施に伴ひまして、今後の失業の問題は、いよいよ深刻化することが予想され、一部の企業においてはその経営の合理化のため、すでに失業者の発生を見るに至つたのであります。こういう情勢に對処いたしまして、強力な失業対策を樹立し、社会不安の除去と経済安定與

隆に寄與いたしますことは、まことに緊要なことでありまして、政府におきましては失業保険法及び職業安定法の改正と相まつて、ここに本法案を提案する次第でございます。

次にこの法律案の概要を御説明申し上げます。まず第一点は、この法律は多数の失業者の発生に對処して、失業対策事業及び公共事業に、できるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定をはかることと、経済の興隆に寄與することを目的とするものであります。従来行われて來た公共事業を、失業対策事業及び公共事業の二つに分類したことであり、すなわち從來の公共事業の一環として実施して來たところの失業應急事業を、失業対策事業として、災害復旧、道路、河川等、経済安定本部の認定を要する公共的建設及び復旧の事業を、公共事業として規定したのであります。

第二号は、失業対策事業に関することとありますが、これは公共事業における失業者吸収の過去の実績にかんがみ、將來の失業情勢に對処し、失業者吸収を主たる目的として、労働省の樹立する計画により、これを行うこととしたのであります。しかしてこの法案は、將來の失業の情勢に對処し、失業救済のために、失業対策事業を実施すべきことを定めるとともに、その失業対策事業の性質、失業対策事業実施の準備及び具体的実施に關し、必要な規定を整備することとしたのであります。失業対策事業は、先に述べましたごとく、深刻な失業情勢に對処して実施するものでありますので、その性質として、多くの労働力を使用するものであること等の要件を定め、これが失

施に關しては、労働大臣は常時失業情勢の調査分析を行い、これに基づき、所要の失業対策事業の計画をあらかじめ樹立しておくこととなつてゐるのであります。その事業種目の決定については、公共事業の事業種目との調整等を勘案するため、経済安定本部に協議してこれを定め、將來の失業情勢に對処すべき失業対策事業の実施の準備を整備しておき、具体的な事業の施行につきましては、労働大臣がその開始及び停止を定めることとしたのであります。なお失業対策事業に使用する労働者は、公共職業安定所の紹介する失業者を使用することとしたのであります。

第三号は、公共事業に対する失業者の吸収活用の方法の規定でありまして、これについては昭和二十一年五月覚書に基づき、今日まで行政措置として実施して來た方針を踏襲し、これを法律に明記することとしたのであります。公共事業の事業主体は、その実施する事業について、労働大臣と経済安定本部総務長官と協議して定める失業者吸収率に達する数までは、これを公共職業安定所の紹介により、常に雇入れ使用してなければならぬというようにいたし、公共事業の失業対策としての任務を明らかにしてゐるのであります。なお公共事業の事業主体は、各四半期ごとの労働者の使用予定人員を、所轄の公共職業安定所長に通知せしめることとし、これに基づき、できるだけ多数の失業者の紹介、あつせんが行へるよういたしておるのであります。

第四号は、事業に対する監督であり、これは事業面に対する直接の監督

督ではなく、あくまでも失業者の吸収活用の面からの労働監督に限っておるのではありません。従つて罰則については、まったく規定がないのであります。ただ失業者吸収率の定められてゐる公共事業の事業主体が、理由なくその吸収率までの失業者の雇入れを拒んだ場合等のように、本法の規定に反した場合においては、公共職業安定所の報告に基いて、労働大臣が経済安定本部総務長官に請求して、所要の措置を講ずるよう規定するとともに、失業対策事業については、補助金の返還等、必要の監督の措置をも講ずることとしておるのであります。

最後に、失業保険法の一部を改正する法律案の、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年、第一回国会におきまして、経済緊急対策の一環として、労働者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活安定をはかることを目的とする失業保険法が制定され、昭和二十二年十一月一日から施行されておりますことは、すでに御承知の通りであります。爾來一年有余を経たのであります。この間に、おきまして、政府は関係職員を奨励いたしまして、着々その成果をあげ、所期の目的に向つて鋭意努力して参つたのであります。しかるに、さきに発表せられた経済安定九原則に基く諸般の施策を強力に実施することによつて、企業合理化のための企業整備は、その程度、規模等は別として、避けることができないこととなつたのであります。その結果、今後深刻な失業状態が発生するものと予測せられるのであります。しかしてこれら企業整備によつて生ずる

失業者は、いづれも失業保険の対象となるものでありますから、これらの失業者に対する失業対策として、失業保険によつてこれを保護救済する必要があるのであります。現行法の規定は、現下の失業情勢に対処し、その内容において不備で、改善を要するものがありますので、今回失業保険法を改正し、その不備を補ひ、内容を改善し、失業保険が眞に失業対策の一環として、失業者の生活安定、ひいては経済の復興に資することができるようになつたものと存する次第であります。これが本改正法律案を本国会に提出した理由であります。その概要を御説明申し上げますと、次の通りであります。

まず失業保険法の適用範囲を拡張いたしまして、土木建築、映画演劇及び旅館、料飲店等の事業に及ぼすことといたしておりますのは、これらの事業を適用事業とすることについては、本法の制定当初から懸案となつておつたのであります。その後の調査によりまして、これが適用に関する成案を得るに至りましたので、今回これらの事業に對しても、失業保険法を適用し、本制度の充実をはかることとしたのであります。

次に失業保険金の額につきましては、現行法においては百分の六十の率を基準として、賃金の低い者について、最高百分の八十まで通増した率で支給し、賃金の高い者については、最低百分の四十まで通減した率によつて支給することとなつておりますが、實際の支給状況を見ますと、その平均は百分の五十四程度にすぎないのであります。

また、今回現行の給付率を一律に百分の六十の率に改めて、失業保険金の實質的増額をはかることとしたとともに、賃金水準の変動に應じて、機を失せず、失業保険金の額を自動的に改訂いたしまして、失業者の最低生活の保障をはかり、失業保険の眞價を發揮することができるようになつたのであります。

次に保険料につきましては、過去一年間における保険料積立金の状況と、將來における失業の予想とを勘案いたしまして、現行の千分の十一を、千分の十に改めることとしたのであります。しかして保険料の徴収につきましては、從來の方式を改めて、申告納入の制度によることとし、これによつて事務の簡素化と事業主の自主性の向上をはかることとしたのであります。

次に日雇労働者に対することといたしたのであります。日雇労働者に対する失業保険を適用することにつきましては、本法制定当初において、すでにその必要性が痛感せられていたものであります。日雇労働者に関する実情を正確に把握することが困難であり、また技術的に研究を要する事項が多々ありましたために、今日までその適用を見なかつたのであります。しかるに職業安定法による労働ボスの排除と、企業整備の進行に伴つて、予想される就職困難等にかんがみまして、日雇労働者に対する失業保険制度の創設が、緊急の要務となつて参つたのであります。ここに、おきまして、新たに本制度を設けまして、日雇労働者に対する失業対策に万全を期することとしたのであります。

また、今回現行の給付率を一律に百分の六十の率に改めて、失業保険金の實質的増額をはかることとしたとともに、賃金水準の変動に應じて、機を失せず、失業保険金の額を自動的に改訂いたしまして、失業者の最低生活の保障をはかり、失業保険の眞價を發揮することができるようになつたのであります。

なおそのほか本法施行以來の実績にかんがみ、多少の事務的整備を行うこととした次第であります。

以上三法律案はいずれも失業対策の一環として、相互に関連を持つておる問題でありますので、一括して御説明申し上げます。御審議の方式等は委員会自体で決定していただきますけれども、政府といたしましては、三案を得ることを希望いたします。

○倉石委員長 質疑を許します。この際本多國務大臣及び商工省に対する質疑を先に行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○倉石委員長 しばらくは前田種男君。○前田種男委員 本多國務大臣がお見えになつておられますので、行政整理の問題について、できるだけ簡単に質問をして、その内容を明確にしたいのであります。

吉田内閣が行政整理を口にしてから、すでに半歳近くになるわけですが、前大臣の岩本國務相が岩本試案を発表してからでも、相当日にちが経過しております。私はこの際、議會も相当過ぎた今日でございますから、行政整理の結論的な段階が、どういふ時期に行われるかという点を明らかにしたいのであります。いつを期して行政整理を断行する意思があるか。その内容、人員、あるいは経済的に國費がどれだけ節約になるかというのを承つておきたいと思ひます。実は行政整理の問題について賛成する党派もありませんし、絶対反対を唱える党もあるわけですが、いろいろ意見はございますが、行政整理ということをして口にしてから、半年近く

もたなごらしにして置くというふうなことで、公務員がどういふ状態に置かれておるかということは、大臣もよく御承知であると思ひます。昨年二割、三割の行政整理をやるといふ発表をされてから今日まで、どこか官廳に行きまして、話に花が咲くのは行政整理の問題だけです。どういふように職制がかかるか、だれが首を切られるか、一体どうなるかというふうなことは、さばかりで、實際に仕事は手につかないというものが、今日の現状であるわけです。私はこうした問題は、できるだけ急速に短時間の間に断行する決意がないと、長い間置かれて置くことは、非常に國家的に損失を招くと考えます。数字的には出て来ませんが、そのために政府の仕事が遅延することは、やむを得ない現状になつております。しかも今日では相当感情的になつておる部署もあるやに聞いております。各課の中には、二級官以上はだれとだれで、その中で何人が首を切られる。三級官は何人おるか、そのうち何人首を切られるかということを、その課の出入り口に名前を書いて張つてあるというので、全國から集まる人々に、官廳の門をくぐつて、そういう状態で仕事に奉じておるのを見られるのは、実に寒心にたえないわけですね。こういう問題について、当の責任者である本多さんに、その全貌、内容等を明らかにしていただきたい。特に今日は失業対策の三案が上程せられておりますから、そうした見地から、行政整理の内容を発表していただきたいということをお願いし、その答弁を希望いたします。

○本多國務大臣 行政整理が叫ばれて

から、実行に時間を要するために、不安な心持で動揺を生じておられるのではないかという、御心配からの御質問であります。それはそうした面もあると思いますが、それには一日も早くその範囲を明らかにし、安定をはからなければならぬと思ひますが、御承知のごとく政府におきましては、第三次吉田内閣成立当初におきまして、その根本方針を決定いたしましたのでございます。その方針は、行政機構刷新審議会の答申等をも尊重いたしまして、一般会計において三割、特別企業会計において二割、さらに機構は全般にわたつて三割という方針を決定いたしました。これに基いて私の行政管理廳がこれを所管いたして、仕事を進めて参つたのでありますが、元來行政機構を根本的に改革するとなると、とうていこんな短かい期日で、結論が得られるものではないのであります。けれども、当面の方針をいたしまして、まずこれくらい縮小しても、大した支障もなくやつて行けるだろうということから、これでよからうという結論をつけまして、根本方針を定めて、今度の行政整理は始つたのであります。これに基きましてだん／＼調査を進めた結果、各省の機構の縮小案がまとまりまして、これが機構において三割、部局の数が二百九十八ありましたが、二百十五になりました。全体において七二％が残り、二八％が縮小されるという機構改革案が、現在のところでは、関係方面に行つております農林省を除いたほかは、全部提案されております。この機構縮小に伴う法律案は、三十件近くにあると思ひますが、これは大部分、ただいま申し上げました通り、すでに議會に出ております。あと

の問題は、人員整理の問題であります。この人員整理につきましては、ただいま申し上げました通りの根本方針に基いて査定を加えたのであります。方針はそうきまつておりまして、でき得る限り実情に即するようにという考えから、予算査定の区分別等によりまして、職種別等によつていろいろ例外的なものを調査いたしました。そこで、査定が大体今まとつて来たところでございます。この人員の査定がまとまると、今度は定員法となつて議會で御審議を願うことになるのでございますが、この定員法が議會で確定いたしますと、過剰の人員が整理されるということになります。それが予算査定以外の部分については、六月一日から実行されることになつております。しこうして各省において人員を整理いたしました。最後のところ九月一ぱいに、定員法の定員と、省内の実際の人員とが、符合するようになるという方針で進むことになつております。十月一日には、実際の職員と定員法の定員とが、一致するという結果になることになつております。ここまで参りませんと、今お話のありました、だれかまだ整理されるのではないかと、退職を命ぜられる者がまだあるのではないかと不安は、去らないことと思ひますが、でき得る限りその内容等についても、早く人心を安定させるように方針を定め、あるいは退職を申し渡す者には、なるべく早くそういうふうな申渡しをして、安定させるように進みたいと考えております。

○前田(種)委員 今の御答弁でございますが、さらに私が先ほどお尋ねした中に答弁の漏れております点は、今説明された内容から行きますと、一体二十四年度の予算面から行きますと、あるいは本年一月から三月までの二十三年度の一番しさいの三月間の実情からいつて、一体経済的にどういふ数字が出て来るか。いわゆる行政整理をやることによつて、國費がどれだけ節約になるかという点を、もう一つ明らかにしていただきたいと考えます。それから今六月一日からやると言われましたが、はたして六月一日からやれるかどうかという点を、もう一度だめを押しておきたいと考えます。

○本多國務大臣 今度の行政整理の結果、予算にどう影響を及ぼすかという問題につきましては、実は整理人員が確定いたしましたので、実際の今度の行政整理の人員に對應する予算の結果はまだ判明いたさないものであります。が、しかし大蔵省におきまして、本年度の予算査定の際に、二十三人ほど予算上整理いたしております。この結果どういふふうな予算の縮減になつていくかというところは、予算委員会等でも説明申し上げたやうであります。ただいま手元に資料がありませんので、これは後刻資料によつてお目にかけたいと思ひます。

六月一日から実行できるかという問題につきましては、ぜひとも実行せなければならぬと考えております。さらに退職手当の問題もあつたやうであります。この退職手当につきましては、從來の閣議決定の準則がありまして、これは普通の場合の退職の二倍の退職手当を出すということになつております。この準則の程度を下らないようにという方針を決定いたして、關係方面とも今折衝中でありまして、公團關係につきましては、公團は行政整理の一環としてでき得る限りこれを廃止する。また統合整理するという方針で進んでおりますが、残存するものについては、二割整理する方針になつております。

○前田(種)委員 今退職手当は、從來の閣議決定の内容から、二倍にして支拂いするといふ答弁でございますが、それは一時金として現金でお渡しになる予定か。それともそれ以外の方法をとられるのか。さらにそれきりで打切られるのか。あるいはその他の失業対策の意味も含めまして、退職される人々に對しては、もつとほかの方法を考えておられるかどうか。あるいは職業あつせんの問題についても、その他の方法を政府全体として考案しておられるかどうかという点について、もう一度お尋ねしておきたいと思ひます。

○本多國務大臣 この退職手当の問題につきましては、これは失業保険金との關係もあるものであります。これはもちろん、ただいまの方針では全額現金をもつて一時に支給するといふ方針であります。御承知のように勤続年数がきわめて短かい人々におきましては、ただいま申し上げました閣議決定の準則によりまして、非常に少額になるのであります。そういう人々に對しましては、失業保険金との差額はやはり政府が支出しなければならぬ建前になつておりますので、その差額まで含めたものを一ぺんに支給する。すなわち非常に少い人の最低というのを、大体失業保険金との差額の程度まで一まとめにして支給する方法をとつたらどうか、この点もやはり閣議の方針をいたしまして検討中でありまして、失業対策の問題につきましては、これは政府全体のの方針としては申し上げることもできませんが、こまかく行政整理から何人の離職者が出て、そのうち何人が失業者になり、その民間の失業者と合計されたものが、どういふふうな吸収される計画になつておるかというところは、労働大臣からひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○前田(種)委員 本多國務大臣に對する質問は他の委員がされるから、私はこれでおきたいと思ひます。ただし私は商工大臣に質問を申し込んでおりますので、便宜上本多さんのいらつしやる間に、他の委員の方が質問されるなら、私は商工大臣に對する質問はあつたまわしにして留保いたします。

○有田政府委員 今前田委員から公團のお話がありました。商工省所管の貿易公團につきましては、御存じの通り四月一日に約二千七百名整理されたのであります。いずれも今日までの段階におきましては、大体において就職をいたしましたのであります。その点御報告申し上げます。

○川崎委員 今本多國務相の御答弁を

聞いていますと、行政整理の対象となる人数は確定しておらないということですが、よく新聞に五十万であるとか、あるいは増田官房長官の話では四十万、数字がしばしば違つて載るものですが、非常に不安を覚えておると思ひますが、あなたの御答弁のように聞いてさしつかへありませんか。

○本多國務大臣 行政整理の数につきましては、岩本案のときに、たしか五十七万という数字が発表されたと思つておりますが、その内容には公團関係、政府代行機関の関係、あるいは地方公共団体の関係等も含まれておるのであります。地方公共団体でも御承知の通り百二、三十万もあるのでございすから、これを含めるとということになり、しかもその整理率を幾らにするかということによつて、非常に数が違つて来るわけでありまして、私はこの際は政府としては、国会で議決を願ひます予算の中から、國家公務員として給料をもらつてゐる者という中央政府の人員について、さいぜん大蔵省の二十三万というものを申し上げたのでございすますが、これはすでに予算査定の際、定員が落ちてゐるのでありまして、それが二十三万余あります。多少これに上まわる数字が私の方の案として出て来るのでありますけれども、四十万とか五十万とかいう数字には、中央だけでは、ならないのであります。かりに中央を三十万といたしましても、地方公共団体百二、三十万の二割を整理して、それに加算するということになりますと、やはり五十数万ということになつて来るのであります。この地方公共団体の整理につきましても、中央の方針に準じてやるといふことにはな

つておりますけれども、ちやうど中央と同じような定員法を設けて、人員整理をやらせるかというやうな問題については、あまりに自治権に介入し過ぎはしないかという点もありまして、これは検討中であります。でありますから、中央だけについては、その数は、今まで新聞等で漠然といわれた数とは、大分違つてゐるということをお断り承願いたしたいと思います。この段階になりまして、大体の数字を申し上げないということは、まことに不本意でありますけれども、実は問題になつてゐる点が、相当大きな人員を対象とするものでありまして、大体の数を私が申し上げますと、それがどうなるかという具体的なものがわかることになつて参りますので、実は閣議に月曜の朝、私の方の案を提案することになつておりますから、そこで内定いたしましたならば、また御説明申し上げてよろうと思ひます。

〔発言する者あり〕

○倉石委員長 委員長は通告の順に従つて発言を許しております。静粛に願ひます。

○川崎委員 大体わかりますけれども、各省設置法案は農林省の関係がきまらないので、それがきまり、定員法が出れば、その時期には、中央官廳だけでもの整理の数は言明されますね。

○本多國務大臣 お話の通りはつきりいたします。

○土橋委員 本多國務大臣に私は二、三御質問申し上げます。あなたの方では、大體行政機構刷新審議会というものをとおつくりになりまして、そうして人員の整理及び機構の改変について、いろいろ諮問的におやりになつたと思

うのでありますが、行政機構刷新審議会の構成というものについても、これに特にその対象となるべき公務員諸君の代表をいれられて、御審議になつたかどうかという点を第一にお聞きしたいということ、それからその構成は、どういふやうな人々によつて構成をしておつたかということが第二点であります。特に今もあなたの御説明なすつたように、この行政機構刷新審議会の答申に基いて行つたということをお断りになつたわけでありまして、その行政機構刷新審議会の内容について、私は非常に疑問を持つのであります。

次に第二点の大きな問題としては、政府はいかやうな方針で、いかやうな政策を断行せられるとしても、實際國家公務員の人事情に關しましては、國家公務員法の要請に基いて、現在の人事院において、あらゆる方法、あらゆる手段が講ぜられることは、あなたも國家公務員法の第三條の第一項及び第二項から御承知になつておると私は思ふのであります。そうすれば、行政機構刷新審議会において、人員整理に關する問題を取扱うには、少くとも人事院と十分なる了解なり、あるいはさういふ方面における權威ある査定なり、さういふ方法をおとりになつて、お聞きになつたかどうか。それをお聞きにならないうで、ただ政府の一方的な考え方、行政整理の問題を、行政機構の改変と同時にやられるということとは、これは國家公務員法の明らかな干犯であると思ひます。これは國家公務員法の完全な政府の干犯である。従つてこのうりつぱな人事院というものををつくつておきながら、法律をもつて政府が

單獨に、自分の都合で、財政上の都合で、あるいはいふ／＼な都合で行政整理をやることは、國家公務員法の違反ではないかということが第二点であるわけでありまして。

それから第三点としては、今あなたの川崎君に対する御答弁にもあつたのであります。地方公務員について、國家が何割かの基準で首を切れといふやうなことを発する權利は、私はないと思ふのであります。今あなた自身もこの点については非常に疑問があるといふやうな御答弁であつたのであります。したが、まづたゞ疑問どころではなくて、地方公務員の行政整理に關する問題は、地方自治体が自分たちの地域内において、自分たちの事業面において當然考へる問題であると思ふ。政府が地方公務員は二割といふやうななくを發表すること自身が、地方自治権に對する重大なる干犯でありますので、なぜこゝういふことをおやりになつてま

で、さういふことをやられるかどうかという点について、まづ最初に御答弁を願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 行政機構の刷新につきまして、各方面の有力なる、また貴重な意見を聞きまして、方針を定めるといふことは、何らさしつかへないと思ひます。行政制度審議会の意見に基いて、今度の政府の行政整理が行われたと言われました点は誤りであります。その意見も尊重して政府が方針を決定したのであります。行政制度刷新審議会の構成につきましては、実はただいま手元に資料がありませんが、あとからこれは構成メンバーなどの資料をお目にかけたいと存じます。さらに地方公務員の問題につきまし

ても言及があつたのであります。この点についても、私は國會が法律を決定する場合に、地方に行政整理を命じ得るまいなかつたという法律上の権限の問題については、別に申し上げたのではないのでございまして。ただ政府の方針として、行き過ぎることのないやうにということをお断り上げたのであります。権限がないかといふ点になります。私は権限はあると思ひます。國會で法律をつくる場合に、できないことではないと思ひますけれども、行き過ぎるやうなことをしてはならぬといふやうに、私の意見を申し上げた次第であります。

さらに行政整理は人事院において行ふべきものであつて、これを政府で取上げてやつたといふことは、越權ではないかといふ意味のことがありました。が、この定員法の問題と機構の問題は、行政管理廳の所管事項でありまして、公務員個人々々の、たとえば綱紀肅正問題とか、だれが能率がいいとか悪いとかいふやうな問題、あるいは公務員の福利を保護してやらなければならぬといふやうな問題、こゝういふ問題については、お話の通り人事院であります。行政機構と人員の整理と、定員法といふ問題につきましては、

今回は定員法によつて行政整理を行うのであります。これはまづたゞ政府の独自の考えで断行して、少しもさしつかへないと思ひます。ただ具体的な、個々のだれを整理するかという場合の準拠は、公務員法によつてやることになると思ひます。

○土橋委員 ただいまの三つの御質問のうち、私は第一の点については、行政機構刷新審議会の答申に基いてあな

方はおやりになったが、労働者の代表、特に行政機構の改変と同時に、行政整理のために失業する諸君がおりますので、そういう諸君の意見をなげ聞かなかつたかという点を中心にして、行政機構刷新審議会というものは、どういふ構成であるか、どういふふうな意見の内容を聴取したかということをお聞きしておるわけであります。それではあなたの御答弁は違つておると思いますが、そういう点で明確にもう一回あなたの御答弁を私はお願いしたいと思つておるわけであります。

第二の問題は、地方公務員は明らかに地方の財政の關係と、そして地方事務の量によつて人員がきまつておるものでありますので、あなたのようになつての基準をきめること、あるいは法律をもつてやることについては、地方廳ではどうにもできないというふうなことはなして、これは全体の問題として、やはり各地方自治體において、必要な人員の整備は、いかうに言われても、自分の地区内の行政を行うために確保しなければならぬ。これは地方自治の基本的な原則でありますから、そういう点まで、あなたの方で入りになりますのは、越権じやないかというのを申し上げたので、あなたの御答弁はちよつと違つたのです。

第三の点は、これは非常に大切な問題で、特に私は十分な御説明を期待しておつたのであります。ところが、あなたのお話によると、行政整理の問題は政府がやるのである。従つて人事委員会は、この問題については何ら権限がないような御発言の趣旨と承つたのであるが、實際は第三條の規定は——これを讀みましよう。そうすればよく

わかると思う。「人事院は、この法律に従ひ、左に掲げる事項について職員に關する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調査、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。」こういう規定があるわけでありまして、その中の第一号の後段の三行目を見ますと「退職、恩給、免職、人員の減少、勤務成績の評定、人事行政用語の定義及びこれらに關連する事項」とありまして、これらについては当然人事院がやるわけでありまして、第二号の末段の規定を見ましても、こういうことを書いておられます。「政府の人事行政に關する調査、研究及び監察並びにこれらに關連する事項」については人事官は当然の責任を持つておるわけでありまして、しかも第五條の規定を見ますと「人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の處理に理解があり、且つ人事行政に關し識見を有する」云々というのを書いてあるわけでありまして、こういう点から考えましても、当然行政整理で首が切られるという問題については、人事院等の何分の勧告なり、忠告を受けて、政府がこれをするのが、この規定によつても明確になつておるわけでありまして、しかもにもかかわらず、政府が一方的に行政機構刷新審議会なるものをつくり上げて、どういふメンバーであるか私は存じませんが、そういう一方的な諸君のお考えで、行政整理の政府の基本的な方針の参考にするなり、諸閣的な事項にするというところは、政府の非常な誤りではないかという点を、私は指摘しておるわけでありまして、それに対して今のお話によると、人事院は單に政府がつ

くつた法律の範圍内において、その内容を執行するといふような説明でありまして、この國家公務員法の第三條第三項には、さう書いておられません。この点について政府はどういふ交渉をし、今日どういふ過程にあるかということについて、まずひとつお聞きしたいと思つて、なお行政官廳は、予算の面から、こういうことをおやりになつたといふことを聞いておられますが、現に先ほど前田委員の御質問にもあつたと思つておられるけれども、今年度の政府のあらゆる場合においての説明を聞きますと、大体六十億ないし五十億程度の予算がふえるといふような御説明であつたが、そういうふうな御説明が街頭へはより出し、一方きよう鈴木労働大臣が提案しているような、こういう三つの法律によつても、多額な予算を計上しなければならぬと私は思うのであります。一方首を切つておいて、他の方面で失業救済なり、あるいは失業保険法をつくるなり、あるいは緊急失業対策法案を上程するということが、政府自身が何ら國家の全体のわくから見た場合に、一方首を切つて費用を浮がすが、出た費用は、また失業対策の方に持つて来るというやうなことが、まてやつて、なぜ首を切らなければならぬか。この点明確に説明していただきたいと考えます。

○本多國務大臣 政府と人事院との關係ですが、これは人事院におきましては、職階制等についてただいま非常に研究中のやうでございます。この職階制ができましたと、おのづからそこに過剩人員といふものが判明するやうな組織になるやうでございます。そういう場合の整理については、おのづから職階制と相まつて、人員整理が行われるわけでありまして、今回の行政整理は、政府が一つの政策として、これを断行したいといふ方針に基いてやつておるのであります。しかしこれについては、人事院と緊密なる連絡を保つて行かなければなりませんし、人事院側から、この行政整理をやるについて、必要な勧告でもなされる場合がないと限りませんので、進行状況を十分連絡をとつてやつて参つておられます。勧告が必要であると認められる場合には、向うから適當な勧告をされることだと思つておられますが、その勧告でなくて、人事院關係において今日研究されておる問題は、たとえば自己の意思に反して解職を命ぜられた者は訴願でしたか、訴訟でしたかができるというやうな規定がありますけれども、何十万というやうな人が退職を命ぜられた場合に、それがみな訴願でもするといふやうなことになる、人事院では非常な事務量がふえて困るのではなからうか。こういう際は、ひとつ職階制を法律化しておいたらどうか、というやうな問題が話題に出ておられます。さらにまた、勤めていた役所に關係のあつた方面への就職が二年間禁止されておるが、こういう天くだり人事の禁止規定も、この際これを除外したらどうかという問題もあります。さらにまた、さういふ整理の基準等につきましても、何らか御意見があらはれないかと思つて、さういふ問題が人事院におきましても、今日まで結論が出ないものと見えて、公務員法の規定はいろいろ完備

されておりますけれども、それに基く職階制等が整備されておりましたために、それに基く人事院本來の整理の基準、あるいは整理数の基準、あるいは人員の基準というやうなものが、今日まだ明確化していないものだらうと思つておられます。

さらに整理の結果の予算に及ぼす影響がありますが、これは退職金という問題があるために、本年度内においては、この人員整理の効果を、予算の上でその通り盛り込むことはできないのであります。これを一人あたり十萬圓年に人件費があると考へてみましても、何十萬人ならば何十億圓という見当がつくわけでありまして、それに伴う物件費等を勘案いたしますと、來年度からは相當の予算の軽減にも役立ち得るものと考へておられます。しかしそのために、失業対策の方もそれ以上の金がある、あるいはそれに相應するやうな金があるといふことになつては、これは何にもならない。混乱を起すだけのことでありますから、そういうことほど金をかけなくても、効果のあがるやうな準備をしてもらいたいと思つておられます。

○土橋委員 ただいまの御答弁を聞くと、人事院は不羈独自の立場において勧告をしてしかるべきである。しかるに現在職階制を中心にして研究しているために、そういう人事行政の大きな問題については、まだ人事院では整備ができていない、こういうふうにお考えになつておられるわけでありませんか。

○本多國務大臣 そうです。

○土橋委員 そうすると、これは私は非常な人事院に対する政府の一種の苦

情だろと思うのであります。ところが人事院の方へ参りますと、この問題について、あなたが考えになつてゐるような答弁はしていないわけであり、特に人事委員会における答弁を聞きますと、これはやはりすべて政府の責任において行われるのが至当であつて、その決定した事項について、人事院はいろいろの問題を処理する。こういう説明をしてゐるわけであり、また、私があなたと同じ見解を持つてゐます。アメリカの公務員に關する法律は、ちやうど一八八三年であつたかと思ひますが、そのころで、國家公務員法の制定された根本的な原則からして、政府がどういふ処置をしようとも、人事行政に關しては人事院が、現在は職階制を中心にしてゐるけれども、もつと大きく全体の官廳の事務と、その定員の關係、あるいは一人當りの事務量の關係、時間の關係、あるいはそれが就職から最後の退職するまでの問題、すべてこういう問題について、人事院は總括的な、しかも廣汎な、多角的な検討を加えて、政府がいかにやうな処置に出ようとも、常に人事院としては適當な意見を述べることが、基本的な態度であるわけであり、ところが現在人事院は何もしない。ただ政府は一方的に行政整理なるものをつくり上げて、一種の御用行政機構刷新審議會というやうなものをつくり上げて、その答申に基いてやるといふやうなことは、これは明らかに政府が、人事行政に對するところの一方的な誤った解釈と、誤つた方法によつて、人事行政を實行してゐるものと考へておるのであ

ります。そこであなたがいかうに仰せられても、今あなたが認めになつておる國家公務員法を、政府は明らかに干犯をして、一方的に行政整理をやるといふことは、憲法の規定に私は違反すると思ふ。憲法の規定を見ても、國家公務員法の規定を見ても、政府はさうなことを行ふべきものではなくして、給與ベースあるいは行政整理、さういふやうな問題については、常に人事院の勧告なり、人事院の意見によつて、政府がさらに考究をして、他の面からやるべきであるにもかかわらず、あなたの御意見を承つてみると、首切りに人事院も協力してくれるやうな態勢だとあなたは御答弁になつてゐる。事實はさうではない。人事院は政府がどういふやうに——九割五分まで首を切るやうにしても、人事院としては黙つて今のような状態を見てゐるわけである。こういう人事院をつくることについて、政府は重大なる責任がある。政府自身が人事院の育成發展のためにあらゆる努力を講じないで、行政整理というやうな行政執行の機關、いとも怪しげな機關をつくりあげておいて、そこで行政整理を持つて来るというところは、國家公務員法の完全なる干犯である。これは大臣も今の御答弁によつて明白に認められてゐると私は思つておる。従つて私はこういうやうな行政整理は、國家公務員法の干犯であるとともに、これは憲法の違反である。従つて日本共產黨は、さういふ行政整理はその面からいつても賛成ができないと同時に、片方の失業對策の面からいつても、私はさういふやうな行政整理の機構はただちに改組いたしまして、さうして各省ごとに——

實際の現在の状況についてはよく御存じでありますから、さういふ點において十分研究をせられ、さうして人員の點については、特に作業官廳においては、大臣も御承知と思ひますが、現在鐵道においても、通信においても、現在の機構を維持するため、より以上のサービスを提供するためには、少くとも人員は、増をするとも、減をしてはならない現状にあるのであります。それは一般會計から特別會計への補助金なり、あるいは繰入金が不十分なために、資材の面の持ち運び、あるいは運送關係、あるいは運輸關係において、人員を要するのであります。従つて私は現業に對する二割の行政整理といふものは、絶対にこれは考慮願つて、さういふ點をまず撤廃をしていただきたいといふことを、大臣にちよつとお願ひをしたいと思います。それから一般中央官廳においても同様であります。私が現在の電氣通信省の設置法の内容を見ますと、さういふやうになつてゐる。大臣はおそらく御承知と思ひますが、各郵便局においては、たとへば府中の郵便局を例にとりますと、府中郵便局では八十名の従業員であります。その八十名の従業員のところへ、まず郵便局長がで、その次に今までなかつた課長が——郵便課長あるいは電話課長、電信課長、保險課長、さういふ課長をつくらせてゐる。さうして一般労働組合では考えられないやうな、身分的な職階制がしかれておるために、さういふ諸君の数だけふえるのであります。さうして實際の下級の職員、通送、配達あるいは電信のオペレーター、電話の交換台、さうい

うやうな諸君は、どん／＼人員整理をせられる。さういふやうな現状であります。行政整理を行うためには、結論的には國家のあらゆる機構から考えまして、正しくこれをやらなければならぬ。ところが上級のさういふものは、どん／＼つづつて行つてゐる。しかし下の方だけは首を切つて行く。さういふ機構が現在あるわけです。通信省でも、鐵道省でもさうです。さういふ點について大臣はどういふやうにお考えになつて、現在の行政整理を一級官、二級官、三級官に至るまでおやりになる考へであるか。現実にさういふ問題がある。これは中央官廳も同じだと私は思ふのであります。中央官廳もさういふやうな下級官僚といわれるやうな人、さういふ諸君をふやしておいて、下級の諸君が首を切られるやうな体制が現に現れてゐる。さういふ事實についても、私は遺憾ながら賛成することができませんので、さういふ點について御説明願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 今回の行政整理が公務員法を犯してやしないかという御意見でございますが、政府はあくまで公務員法の精神を尊重し、今日やつてゐる行政整理は、當然政府として行わなければならない段階であり、やり得るものであるという見解をとつております。あとは御意見でございますからこの問題に關しては以上お答えいたしておきます。さらに現場の事情について詳しく御説明があつたのでございまして、この點は十分研究いたしたいと存じます。

○春日委員 今の點については、今日出されておる三つの法律案に非常に関連があると思ひます。さういふ形で首を切るといふ問題が非常に應酬されましていただいても、では労働省の問題として實際どういふことになつてゐるかといへば、私は下の方の職業安定所なり、基準局なりをばつ／＼まわつて実情を調べて来ておりますが、たとえばここで失業保險法の一部を改正して、日雇労働者の失業保險を取扱ふということになると、この認定をするために、各安定所で非常に人数がいふわけですが、あるいは最近の傾向では、昨午暮あたりから見て、倍以上求職者がふえてゐる。人の應接、面接、これにも非常に人数が必要になつて來るといふやうな面ができて來てゐる。あるいは基準局などにしましても、大体行つて見たところでは、三年に一ぺんくらいしか監督が行き届かない。そのため、たとへば設備なんか非常に悪いところがあつても、基準法から見てもそれを十分監督することができない。たとへば日産の鑛物工場あたりでは珪肺が非常にたくさん発生してゐる。これは今まで基準局へ行つてその方の係の課長さんに會つて話してみたら、大体今まで珪肺といへば金屬鉱山に限ると思つておつた。横濱とか東京に珪肺があらますかとやつてびつくりしておつた。さういふものが製鉄所だとか、鑛物工場というやうなところに発生しておる。しかもそれがほとんど監督されてゐないというやうな状態です。もつと基準監督官をふやさなければならぬ。あるいは安定所の人間もふやさなければならぬといふのに、私も聞くところによりますと、基準局と安定所というやうな、この法律が出される必要がない面にも、やはり三割首を切る

と言つておる。そういうことをしてこの法律を出して、これをきめて一体実行できるか、その点についてのあなたの方の見解を伺いたい。

○本多國務大臣 実はこの部局にいたしましても、完全に調査をやり、完全に執行するために必要があるという論点に立つて、人員をふやしますならば、これはまだ／＼膨大なものになるうと思ひます。しかしおのずから國力に相應する役人しか、かかえて行けないといふことは、これはやむを得ないところでありまして、そういう観点から見ますと、おのずからつり合ひといふものがきまつて来るのでありまして、今御指摘の問題については、研究もいたしますけれども、必要があるからといつて、この論点から、その部局のみにとらわれて行政機構を考へて、膨大化して行くということができない今日の事情であることを、御了承願ひたいと思ひます。

○倉石委員長 閣下質問を求められております。石野久男君。

○石野委員 私途中から來ましたので、あるいはこういうことを大臣から言われたかも知れませんが、ただいまも土橋君、あるいは春日君からも申されておりましたが、私も人員整理について、實際は各行政官廳におきましては、むしろ整理しやなくて、実務から行きますと、人が多く必要だといふふうを感じる部面が多いのであります。そこで政府としては、政策をもつてこの行政機構の改革をやり、そして約二八％の縮小をするということになつたわけでありまして、この基本的な考え方について、特に政府はどういうような考え方であるのかといふこ

とをお尋ねしたい。行政機構を改革することについては、今も大臣が國力に相應するといふようなことを言われましたが、この國力というのは、いわゆる財政的な面において、どうしても行政整理はやらなければならぬといふ考え方から來ておるのか。それともあるいは政府としては、この行政機構が過剰で、非常に冗費が多いという意味から、ほんとうに行政機構の能率化をはかるということが最も重点になつてやつて行くのか。この二点について、いづれが特に重要な政策の重点になつておるのかといふことをお尋ねしたい。この点については、どちらをも兼ねておるという御答弁があるいはあるかも知れませんが、それではいけないのでありまして、この点について、私どもはやはり日本の再建という問題を考えて、しかもこれによつて起きるところの労働者の犠牲、あるいは日本の社会不安の増大、従つてそれが日本の再建を阻害するであろうといふようなことを考えますときに、どうしてこの点についての政府の基本的な考え方が、まず第一に明確にされなければならぬ、こういうふうに思ひますので、その点を大臣からお聞きしたい。

○本多國務大臣 重点は予算の緊縮にあるのであります。

○前田(種)委員 私は先ほど留保しておつた商工省関係の質問を續けて行きたいと考えます。意見はさしはささないことにして、要点だけ申し上げますので、政府側はできるだけ親切に答弁を願ひたいと思ひます。

今回成立いたしました予算、さらに経済九原則、あるいは三原則、その他

いろ／＼な面から制約されておりますが、ここで必要な問題は、産業面を担當しておる行政官廳としての商工省のいろ／＼な計画からいつて、はたしてどの程度の失業者が出る見込みをしておるかといふ点は、われ／＼が審議する上に重要でありますので、商工省が見て、本年度の失業者の数をどの程度に押えられておるか、その数字を明らかにしてもらいたいと思ひます。

さらに、今日石炭関係の関連工業においても、あるいは輸出産業、あるいは平和産業としての重要な部門においても、当然今日いろ／＼な制約のために工場を縮小し、閉鎖をしなければならぬ運命にあるものが、全國に無数あるといふことは、言うまでもありません。特に中小企業の今日のさんたんだる状態は、目に余るものがあるわけですから、しかも行政整理から民間の企業整備といふことになつて参りますと――企業整備の中には、整理したならば倒れるというふうな見方をする人もありますが、私は少くとも商工省としては、その前に設備その他の内容をベースとして改善して、日本の産業を守り、育成して行くといふことについて、最善の努力と指導を與えなければならぬと考えます。そうした面から考へて、商工省の見解を明らかにしていただきたいといふ点を質問申し上げます。

○有田政府委員 前田委員の御質問にお答えいたします。九原則の線に沿つて失業するのを、商工省で調査いたしましたものでは、大体三十万から六十万程度になると考えております。さらにこれに対して生産計画遂行の結果、政府としては大体五億五千万ドルの輸出

を予定しております。それが完成いたしますと、大体重要基礎産業で約二十万、この関連産業で約二十万を要する、かような見解を持つておるものであります。

○前田(種)委員 先ほど私は申し上げましたが、さらに中小工業の対策、あるいは石炭関係の関連産業が非常に今日行き詰まつた状態にあることについて、商工省当局に相当努力してもらつて、その後のそれに対する対策等について、さらにお聞きいたします。

○有田政府委員 中小企業のあり方につきましては、政府といたしましては非常に關心を持つておるのであります。民主自由党が選挙のときに公約いたしました線においても、中小企業のあり方については、政府は非常な重点を置いております。商工省といたしましては、九原則の線に沿ひまして、でき得る限り中小企業のあり方に努力いたしておるのであります。一例を申し上げますれば、先般石けんの問題にいたしましても、覺書をわれ／＼は頂戴いたしましたのでありますが、その覺書の中において許された範囲内において、中小企業をあらしめるという線に、商工省としてはあらゆる努力をいたしておるのであります。またその他の面につきましても、九原則、あるいは企業三原則、あるいはドッジ・ライン、そういういた線で、中小企業をあらしめるといふことに努力をいたしておるのであります。

また失業対策につきましては、今後輸出生産増加のために、産業合理化が行われ、多数の離職者が発生し、その中の相当部分は、今後相当期間再就職の機を失ふことになると思われまします。失業対策については、生産担當として重大な關心を有するところでありまして、失業対策の確立なくして企業合理化の促進は困難であります。従つて生産増強は困難である。しかも實際問題として、いやおうなしに失業者の発生が増大する傾向にあるので、早急にこれが対策を急務と考へておるのであります。政府といたしましては、昨年度に引續き、公共事業の実施について、法律的な失業吸収を考慮すると、失業保険法の改善強化を実施するとか、種々苦慮いたしておるわけでありまして、われ／＼としては眞の失業対策の王道は、生産振興拡充による、雇用機会の積極的増加以外にはないと考へておりますので、この意味からも、輸出産業振興に全力を傾注しつつある次第であります。ただいま申しましたように、現に商工省所管産業における昭和二十四年度生産計画、九原則実施に伴う雇用奨励を推測しても、一方において少なからぬ離職が発生しても、他方において少なからぬ雇用増加を必要とする状況にあることが、その間の事情を物語つておるものと私は思ひます。

さらに中小企業の振興のためには、既設の中小企業を中心として、鋭意努力しつつあるものであります。そのねらいとしては、中小企業の経営及び技術の改善を指導振興して、その水準向上をはかり、第二には、中小企業の公正な企業活動の障害をなす諸條件を除去し、事業活動上の機会均等を質的に保障するといふ、二つをとつておるのであります。重点産業主義に即應し、輸出部門、関連部門を優先的に取

上げて、能率第一主義に立脚してゐるのではありません。労働問題の最大なものは、労働基準法の適用の問題であります。要は、本法を遵守して、大企業と競争できるだけの優秀な中小企業を育成すること、目標として行くべきであると考えております。過渡的には、角をためて牛を殺すようなことのないように、十分実情を考慮した適切な運用で、善処する必要があると考えておるのではありません。今後の中小企業の企業合理化については、わが国経済及び社会構造上占めることの重要性にかんがみ、経済合理性を第一と考え、生産量にとらわれた機械的合理主義を排し、特に合理化に伴う大企業の負担軽減から、中小企業を防御すべきであると、われわれは考えておる次第であります。

石炭の関連産業につきましては、御存じの通り支拂いが非常に遅れておるのであります。この点につきまして関係方面と目下交渉を続けておるのであります。いまはつきりした返答をわれわれは受けていないのであります。さらに商工省所管の貿易資金につきましては、おかげをもちまして衆議院は通過いたしました。昨日参議院の委員会を通りましたが、まだ参議院の本会議は開会されておられませんので、参議院の本会議は通過いたしますと同時に、大体貿易関係はいたしまして、約百億の遅れておる政府支拂いが、ただちに支拂い得るという方向に通んでおります。また石炭関係におきましては、マル炭関係の支拂いにつきましては、政府としては最善の努力をいたしたいと考えておる次第であります。

たことに関連するわけですが、商工省としての失業対策、今失業者が大体企業整備によつて三十万から六十万出るといふ御答弁があつた。これは鈴木労働大臣がこの間言われたことと符節を合せておるわけで、これを吸収する方面では、貿易産業関係方面に二十万、こういうことを先般鈴木労働大臣は言つておられますが、これは商工省とは関係あつて答弁されたことと思ひます。一体どういふ種類の産業がそれに予定されておるのか伺ひたい。

○有田政府委員 輸出産業振興による増加の雇用量は、鉄鋼におきまして昭和二十三年度は二十一万五千九百五十人でありましたが、二十四年度には二十四万四千八百人、すなわち二万八千八百五十名増加するものと考えておるのであります。非鉄金属にいたしましては、昭和二十三年度は十三万九百人、それが二十四年度には十三万七千八百五十人、すなわち非鉄金属において六千九百五十人の増加を見込んでおります。また化学方面におきましては昭和二十三年度は二十八万一千九百四十人、それが二十四年度には三十一万三千百三十人、すなわち差引三万一千九百九十人の増加を見込んでおります。また繊維関係では二十三年度に四十五万五千三百十人、これに對しまして、昭和二十四年度は五十七万二千九百九十人、すなわち十一万七千六百八十名の増加を見込んでおります。また窯業関係では、昭和二十三年度は十四万七千七百五十名に對しまして、昭和二十四年度は十七万二千二百八十名、すなわち二万四千四百三十名の増加を見込んでおります。また機械器具につきましては、昭和二十三年度は八十七万人であ

ります。昭和二十四年度は八十七万九千五百人を見込んでおられて、九千五百名の増加を見込んでおります。計二十一万八千六百名の増加を見込んでおるのであります。

○川崎委員 それは貿易関係の産業ですか。

○有田政府委員 輸出産業です。

○川崎委員 その他の一般産業へ二十万という数字もあげられておりますが、その内訳はありますか。

○有田政府委員 大体関連産業——輸出産業に關連してゐる産業として、約二十万と見込んでおるのであります。

○川崎委員 本朝新聞の号外によれば、爲替レートが決定された。久しく業界といわず、一般国民からも希望されておつたところの本問題が、解決の端緒にいたつたわけですが、これは公式の発表はまだないものと考へておりますけれども、今回の予算は言うまでもなく、一ドル三百三十円というものを予想して組まれておつたと思ふのであります。従ひまして輸入関係については特に補給金を追加予算で組まなければ、ここに大きな混乱が起るのではないかと私は思ふのです。それらについて商工省としては今日どういふような対策を持つておられるか。商工大臣が関係当局へ行かれたというの、おそろくそういうことであらうかと想像いたしておりますが、政務次官としてどういふお考えを持つておられるか、伺ひたいと思ひます。

○有田政府委員 川崎委員のおつしやる通り、大体商工省としては三百三十円を計画を進めて立てておつたのが、聞くところによりますと、大体三百六十円になるというふうなことであります。

す。ちやうどその計画を今立てつつあるものであります。正式に発表されませんと同時に、商工省といたしましては、川崎委員の御質問に對しまして、はつきりした答弁をいたしたいと思ひます。

○土橋委員 ただいま有田次官の御説明の中に、労働基準法の基準に従つて監督行政、特に監督監視を十分やりたという御説明があつたわけでありますが、實際問題として、ただいまの政府の方針から参りますと、今の御答弁でも、中小企業のあり方は、そのまゝあらしめるといふような御答弁が四回ばかり出ていたのではありませんか。どういふふうにあらしめようとしておるのであるか。また實際、今の御答弁の内容のように、政府の方針に従つて、労働基準法の基準によつて監督を厳に強行いたしますと、労働省の労働基準監督局も、中小企業の諸君が崩壊するお手傳いをしてゐるという、結果が考えられるわけでありまして、これについては労働省と商工省とは、どういふ関連性においてこれを行つておられるか。實際に片方においては、御承知のように輸出産業を重点的にやりながら、そして中小企業の諸君について、労働行政の建前上、基準法の規定に従つて厳重監視をして、設備の悪いもの、その他機械の悪いものをどんどんかえさせる。そうすると中小企業者は、資金にも資材にも實際困つておりますので、労働省自身が企業整備の、要するにちやうちんを持つて歩いていふというふうな考えられますが、これについて商工次官はどういふふうにお考えになるか。今あなたの御答弁ではそういうに思われますが、あなたはど

ういふふう企業整備をなさろうとしておるのであるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○有田政府委員 まず今日の政府を形成したての自民党としても、選挙のときに公約いたしましたように、統制をできるだけのことは、こういうことを計画いたしておりますが、商工省におきましては、今日は統制をできるだけはずす、たとえば繊維方面におきましても、綿あるいはその他の一部を除きまして、大幅に統制を撤廃して、中小企業の自由なる競争をあらしめて行く、そして中小企業のあり方をあらしめる。さらにまた海外から輸入されるところの原料その他につきましても、できるだけ限り統制をはずし得られるものははずして行く、はずし得られないものにつきましても、單なる集中生産制というふうな行き方ではなく、とにかく中小企業をできるだけ育成し得られる面において、今日考究されておるのであります。たしか月曜日には安本長官が、参議院においてそういうこと、この答弁をなさるやうであります。近くまた中小企業のあり方につきまして、政府が声明をする。すなわち今日では中小企業につきましては、集中生産制その他の問題におきまして、いろいろなデマが飛んで、中小企業の方々が非常にお困りになつておられるという観点から、政府としてはこれに對して当然声明をすべきであるという見解をとりまして、近く政府はこれに對してはつきりした所信を發表することになつておるのであります。目下安本においてさういふ御計画がなされ、近く声明せられるというのを私は聞いておるのであります。しかしながらわれ

われといたしましては、あくまでも許す範囲内で統制をはずして、そうして中小企業を十分育成し得る面に、さらに努力をいたして行きたいと考えておる次第であります。

○土橋委員 ただいまの御発言は非常に私たちが感謝しておりますが、そういたしますと政府の方で、長期貸付、短期貸付、あるいは資材の面においても中小企業には万全の御処置が講ぜられる、かように理解をしております。さうか。さらに先ほど申し上げたように、労働基準法の規定を厳重に監督するということになりますと、今あなた御答弁なすつてくださった内容と、若干異なる方向へ中小企業は参るのではありませんが、それも御承知の上で、今私が伺いたしておるような資金、資材の面においても、十分中小企業に対して興えて、中小企業を崩壊させない処置を講じて、なお労働基準法の規定に従うような処置を政府は十分打つて、監督行政をおやりになるといふことは、労働省と相関連をしておやりになつておるかどうか、この点第二点として伺いたいと思います。

○有田政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。資金の面につきましては、企業三原則で赤字融資を認められていないのであります。この点につきましては、政府としても與えられた原則の線におきまして、許されない点でありますけれども、要は優秀企業に対してはあらゆる援助をなす、あるいはまた能率第一主義にこれを指導して行くというような点で、中小企業の育成に努力いたして行きたい、かように考えておるのであります。また労働

基準法の問題につきましては、中小企業なるがゆえに、特別に差別待遇をするというふうな方向の行かぬように、大企業と同じような方向に行くべきである、かような考えを持つて、さうな差別待遇のないように努力いたしたいと考えておる次第であります。

○土橋委員 最後に一点。ただいまの御発言は非常に私に遺憾だと思ふのであります。前の発言に対しては私は非常に敬意を表し、感謝しておるのとありますが、ただいまの御発言である、結局資金なり、資材なりの裏づけのない、特に赤字というものは、会社経営能力が不十分であると同時に、その生産されたものについて十分なる購買力がないというふうなことも考えられるし、また会社経営がきわめて不十分であるという点も考えられる。さういふものを育成助長をするためには、どうしても商工省において、十分な資金なり、資材なりの方法について御考慮願わなければ、これをあらしむることはできないわけでありまして、従つてあなたのお考えのように、自由的にやらすということになるならば、現在ほとんど日本のすべての、繊維といわず、鉄鋼といわず、石炭といわず、その他あらゆる中小企業は、崩壊せざるを得ないことをあなたは御承知の上で、ただいまのような御答弁をなすつたとするならば、少くとも労働委員会に対して、あなたは重大なる責任を負わなければならないと思ひます。従つてこの点は明確にあなたから御答弁願わなければならぬし、また労働基準、監督に関する問題にいたしましては、何も私は中小企業と大企業を差別をつけて、厳に監督せよとは一口も言

つておりませんので、従来のまま労働省とどういふ関係をおやりになつておるか、事実これをやれば、中小企業は、さらに労働基準、監督の面からも崩壊せざるを得ないし、あなたの方で資金、資材その他あらゆる便宜をはからつて、これを崩壊しないという確約、あるいは明言をここでおやりにならなければ、ただいまのような御答弁であるならば、これは明らかに先ほどの御答弁と違つておるもので、この資金、資材をどういふふうにするか、さういふ点をもう一回明確にしてもらわれないと、われ／＼は了解できないのであります。

○有田政府委員 金融につきましては、御存じの通り今日は輸出立國の建前をとつておるのであります。輸出の面につきましては、でき得る限り金融の道が開いて行くようになつているのであります。従いまして金融の必要のある方々は、さういつた輸出の重点を置いて御努力願ふことによつて、金融の面もおのずから開けて行く、かように考えておるものであります。

○石野委員 討論をしておるわけではありませんが、一言だけお聞きしておきたい。これは吉田内閣として一つの考え方を私たち知る上において必要なんです、ただいま有田政務次官がおつしやられました統制をはずしまして、自由に競争をやらせるということ、今の中小企業を育てるということに合致するといふお考えを、やはりお持ちになつておるかどうかということでございます。私どもとしては、むしろさうなると、中小企業は一層苦難の道に入り込んで行くのではないかと思

つておりますが、その点について、簡單でよろしゅうございますから、伺いたい。

○有田政府委員 政府といたしましては、大體統制をできるだけの事によつて、中小企業の生きるべき道がある、かような見解をとつておる次第であります。

○吉武委員 本日はこの程度にされまして、來週引続き委員会を開会せられんことを望みます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議がないようでありますから、本日はこの程度にとどめて散会いたします。次会は明後二十五日午前十時より開会いたします。午後三時十六分散会